

次発官広第160号

35. 8. 18

改正 防官広第282号

19. 1. 9

各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事 務 次 官

部外製作映画に対する防衛省の協力実施の基準について（通知）

「防衛庁の広報活動に関する訓令」（昭和35年7月29日防衛庁訓令第36号）第13条に基づく標記については、報道用取材のための便宜供与を除き、別紙「部外製作映画に対する防衛庁の協力実施基準」により実施されたく通知する。

別 紙

部外製作映画に対する防衛省の協力実施基準

1 目 的

この基準は、「防衛省の広報活動に関する訓令」（昭和35年7月29日防衛庁訓令第36号）第13条に基づき、部外の製作する映画（報道関係を除く一般劇映画、テレビ映画及びニュース映画並びにその他の映画をいい、以下「部外製作映画」という。）に対する防衛省の広報のためにする協力について、必要な実施基準を定めることを目的とする。

2 協力の不可決定の基準

部外製作映画に対する防衛省の協力の不可決定の基準は、当該映画が次の各号により防衛省の広報上直接効果あるものと認められるもので、その内容が健全妥当であり、協力内容が防衛省以外においては不可能又は困難であり、防衛省の教育訓練等を兼ねて実施しうる場合に限るものとする。

- (1) 防衛省の紹介となるもの。
- (2) 防衛省の実情又は努力を紹介する等防衛思想の普及高揚となるもの。

前項を判定するため当該映画の内容、部内外に対する効果等を検討して次の映画協

力格付表により当該映画をA、B、Cの区分に格付し、A及びBに該当したものを協力可、Cを協力不適とする。

映画協力格付表

当該映画の防衛省広報上における価値	映画協力格付
防衛省広報に極めて有意義と判断されるもの	A
防衛省広報に概して有意義と判断されるもの	B
その他	C

3 協力範囲の基準

部外製作映画に対する防衛省の協力の範囲の基準は次の映画協力の範囲基準表によるものとし、実施に当っては、防衛省の他の業務及び秘密保全等と十分調整するものとする。

映画協力の範囲基準表

当該映画格付	協力範囲の基準
A	防衛省の教育訓練等に大きな支障を生じない範囲で次につき撮影の為の便宜を供与する。 (1) 教育訓練等の取材 (2) 諸施設、諸物品の利用 (3) 技術的指導 (4) 防衛省製作映画の利用
B	防衛省の教育訓練等に支障を生じない範囲で次につき撮影のための便宜を供与する。 (1) 教育訓練等の取材 (2) 諸施設、諸物品の軽度の利用 (3) 軽度の技術的指導 (4) 防衛省製作映画の利用

4 協力申請の受付

映画協力申請の受付は、実施期日前少くとも一般の映画については50日、その他については30日を原則とする。

5 危害の防止

協力実施担当部隊等は、映画協力に伴う人的、物的の危害防止について特に留意し、事前の検討と十分な準備により事故の絶無を期するものとする。

6 経 費

映画協力に伴う対価は要しない。

7 映画協力の事後検討

映画協力後の当該映画の評価、防衛省の広報効果、隊務への影響、その他問題となる事項については可及的速かに検討し、今後の参考とするものとする。